

あんま師に対し主食増配に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十五日

小林勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年三月拾六日

あんま師に対し主食増配に関する質問主意書

わが國再建の途は一に生産の向上による經濟力の復興に俟つ事は今更言を要しない。而して國民の健康が生産力向上の要因の重大な一部をなしていることも否めない事實である。わが國においては古來より特に重労働者の健康保持の方法としてあんま治療が國民の間に常用され來つては、政府は既に病床に臥したる者の看護治療に従事する業者の一部に主食の増配をなしつつあるが、かかる健康保持に従事する者に対しては如何なる所見を有するか左記につき答弁を求む。

一、あんま師は主として盲人なるがこの種の職業以外に彼等の自活の途なし、之に対し政府は今日迄如何なる暖き救の手をさしのべられつつありしか、又今後如何にして生きる道を與えんとしつつありや。

二、あんま師は一種の筋肉労働者にして而も時間的にも午後より深夜に及ぶを普通とするが故に主食も一般配給量にては不足なる上、その生活面より見て他に食糧を得る途も困難なり、故に主食の増配をなす

は緊切なる問題なりと思ふ。政府の所見如何。